

地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための
都道府県ブロック会議
(熊本県、宮崎県、鹿児島県)

事例発表



社会福祉法人 ゆうかり

鹿児島県鹿児島市

<http://yuukari-s.jp/>

昭和42年事業開始(ゆうかり学園)

平成13年 法人 分離独立

(社会福祉法人落穂会より)



社会福祉法人 ゆうかり

基本理念

だれもが、明るく朗らかな笑顔をたたえ、意欲と自信をもって、より豊かな人生を送ることができるよう総合的な福祉サービスを提供します。
“あなたの笑顔はみんなをHAPPYにする!”



平成9年度	入所定員	グループホーム 定員
	110名	8名

地域移行の推進


平成30年度	入所定員	グループホーム 定員
	50名	89名

※障害があってもなくても、あらゆる選択肢の中から、ご本人の意思に沿い、ご自身が選びとった人生を送ることができるよう、環境を整えていくことを目標としています。

【法人事業概要】

- 多機能型（生活介護、就労継続A・B、就労移行）
- 相談支援事業（『くれぱす』）
- グループホーム17か所
- 保育園、児童発達支援事業⇒放課後等デイサービス、高齢者デイ⇒廃止



鹿児島市内の有名ラーメン店に餃子をおさめさせていただいております。



2007年 保育園開所(高齢者デイ、児童発達支援事業併設)



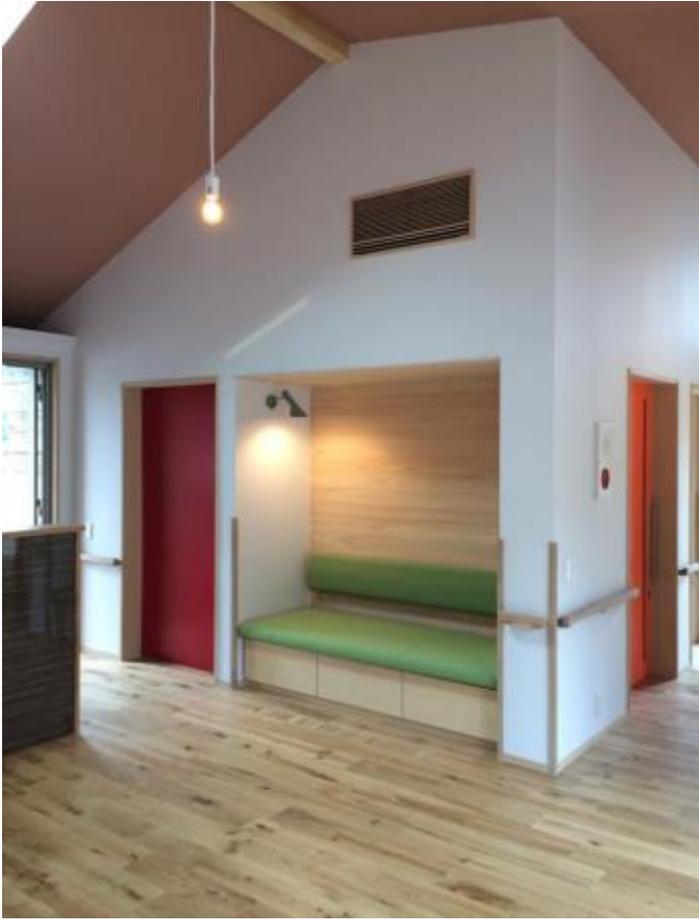
こどもから、お年寄り、そして知的障害のある人たち、それぞれの存在を、空気のように感じながら過ごします。





住まいの場としてのグループホーム









地域生活支援拠点ゆうかりについて



鹿児島市において、本人に寄り添い、家族や地域社会と一緒に考え、周辺の事業所と協働して面的に支えていくことを目標に「多機能拠点整備型面的整備モデル」を目指す。

具体的には安心コールセンターとして、短期入所6床（内1床は補償対象の空床）を活用し、利用者を含む事前登録者（近隣の他法人グループホーム、近隣の独居、家族同居）に対する地域生活のバックアップや相談受付、緊急時の対応などにも24時間365日対応する。また、附帯事業として通所施設（生活介護）20名分、グループホーム14名分を用意。また、虐待防止センターと連携し、虐待ケースへの迅速・丁寧な対応も実施。

多機能事業の組み合わせにて、効率よく人員を配置するとともにOJT(On-the-Job Training)を取入れた人材育成により、医療・障害特性把握など専門性の確保や支援スタッフの資質向上を図り、今後の報酬見直しにもつなげていく。



地域生活支援拠点設置に向けて

鹿児島市障害福祉計画第4期計画において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上整備することを目指すことが決定され、平成27年10月から「地域生活支援拠点検討部会」を開催し、鹿児島市の実情に合った機能の整理、また体制構築に向けて話し合いを重ねてきた。

鹿児島市においては「中核施設」と位置づけられる多機能拠点整備型を拠点に2013年（平成24年）10月に設置された鹿児島市障害者基幹相談支援センターとの密接な連携の下、その他の連携施設とあわせて面的整備につなげていく。本人に寄り添い、家族や地域社会と一緒に考え、周辺の事業所と協働して面的に支えていくことを目標に各エリアの地域生活支援拠点が中心となり周辺地域社会を面的に支えていく「多機能拠点整備型面的整備モデル」を目指す。具体的には安心コールセンターとして、短期入所6床（内1床は補償対象の空床）を活用し、利用者を含む事前登録者（近隣の他法人グループホーム、近隣の独居、家族同居）に対する地域生活のバックアップや相談受付、緊急時の対応などにも24時間365日対応する。また、附帯事業として通所施設（生活介護）20名分、グループホーム14名分を用意する。また、虐待防止センターと連携し、虐待ケースへの迅速・丁寧な対応も目指す。

福祉の普遍化・総合化・地域完結化・資源総合活用を図る「地域包括支援システム」の制度を整えることができたとき、本人、家族はもとより、認知症のお年寄り、一般市民、近隣住民の安心も担保されるに違いないと期待している。



事業概況

➤ 事業内容

1. GH7名×2ユニット(14名)
2. 短期入所(6床、内1床は補償対象の空床)
3. 生活介護(20名)
4. 相談支援

➤ 建築概況

建物名称 : 地域生活支援拠点ゆうかり

用途地域 : 商業地域 第一種住居地域 防火地域 : 準防火地域

敷地面積 : 855.41m² 建築面積 : 404.12m² 延床面積 : 1297.53m²

階数 : 地上4階 構造 : 木造耐火構造 駐車台数 : 7台

➤ 施設について

4F 3F : グループホーム【7名×2ユニット、宿直室、食堂、談話室、調理室、相談室、活動スペース、多機能トイレ、浴室 等】

2F : 相談支援、短期入所【ショートステイ6名の居室、宿直室、特殊浴槽、多機能トイレ、食堂、浴室 等】

1F : 生活介護【作業室、静養室、食堂、研修スペース(防災拠点スペース)、事務室、多機能トイレ、浴室 等】



事業概要

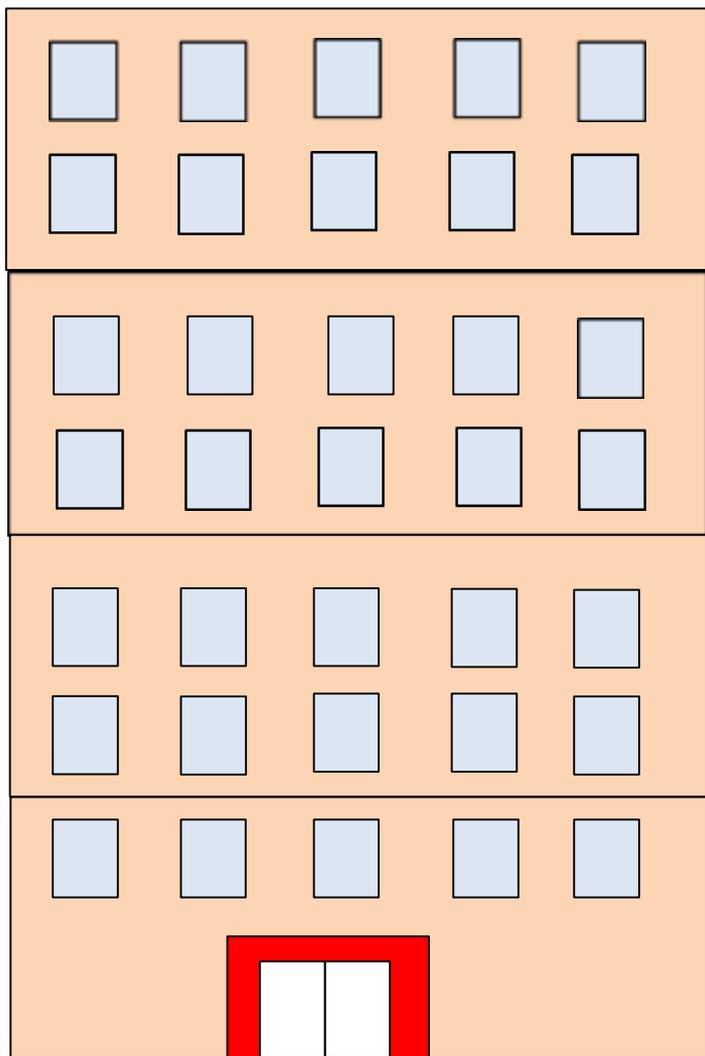
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、**居住支援のための機能**(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、**地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築**を目指します。

※ 安心コールセンター機能としては、昼間は、鹿児島市中心部にある基幹相談支援センターとの連携の下、虐待ケースへの即時対応の拠点となる。また、短期入所6床を活用し、事前登録者(近隣の他法人GH、近隣の独居、家族同居)に対する、緊急時対応、プリステイ(体験宿泊)等を実施。



実際の運用イメージ

➤ 事業内容



**【3,4F グループホーム
2ユニット×7名=14名】**

4F くろーぱー (H29.10月開所)

3F すみれ (H30.04月開所)

**【2F 短期入所6床、内1床は空床補償
相談支援、安心コールセンター】**

短期入所事業所あすてっぷ (H29.10月開所)

相談支援事業所『くれぱす』

鹿児島市障害者地域生活支援拠点
(安心コールセンター)

【1F 生活介護 20名】

生活介護事業所ぱすてる (H30.04月開所)



1階 通所施設



2階 サポートセンター+ショートステイ



4階 グループホーム



3階 グループホーム







◇施設整備の目的・内容

鹿児島市障害福祉計画第4期計画に則り、障害者総合支援法の付帯決議に書き込まれた「小規模入所施設」あらため「地域生活支援拠点」を整備し、通所施設(生活介護)20名分、グループホーム14名分、地域生活のバックアップ、夜間や緊急時の対応、地域交流の拠点として機能する。障害者の高齢化、重度化ならびに「親亡き後」を見据えつつ、地域生活支援をさらに推進する。鹿児島市基幹相談支援センターと連携し、虐待ケースへの迅速・丁寧な対応も目指す。

◆求められる機能

緊急対応(相談・危機介入・ショートステイ)



◇事業内容

- ①GH7名×2ユニット 14名
- ②ショートステイ 6床
- ③生活介護 20名
- ④相談支援

スタッフ総数20名は、①～④の業務を、それぞれ専任、兼務。

安心コールセンター機能としては、昼間は、鹿児島市中心部にある基幹相談支援センターとの連携の下、虐待ケースへの即時対応の拠点となる。また、6床を活用し、事前登録者(近隣の他法人GH、近隣の独居、家族同居)に対する、緊急時対応、プリステイを実施。

GH入居者については、14名のうち10名弱を、ゆうかり学園からの地域移行者、のこりを、プリステイを介して(そこからステップアップしていく人も含め)入居してもらう。

よって、看取り、重心対応、医療ケア、それに向けた看護師配置等については検討段階。

※たとえば、ショートステイの活用(利便性の良さを活かして)

その1. 昼間は、いつものとおり、通所施設に通いつつ、気の合う仲間とショートステイ。相性を確認しながら、将来的には、グループホームでの共同生活を！

その2. 学齢期のお子さんの、修学旅行の準備に。住み慣れた家を、いきなり離れるのではなく、当初は、日帰り、慣れたら数泊！

その1、その2ともに、ご両親にとっては、レスパイトの要素も！

※近隣のグループホームのバックアップ施設として、また、ご家庭でのお困りごとに対応

その1. 経験を踏まえて、近隣のグループホーム、もしくは一人暮らしにチャレンジ。困ったことがあれば、24時間、対応します。

その2. 日中は、基幹相談支援センターに相談してもらいますが、それ以外の時間帯でも即対応

⇒エリアをどこまでに設定するかが、課題！

検討部会を経て得られた声(地域生活支援拠点によせる期待)

一法人の取り組みでは、とうてい成り立たない。⇒拠点型面的整備！

親亡き後、といわず、今も、これからも暮らしやすい社会(まちづくり)のために、機能したい。



地域生活支援拠点検討部会にて連携法人より宿直者
(相談支援専門員等)の派遣を検討



受託法人であるゆかりと当初市内7法人(現9法人)が協力連携の協定を締結

※中核施設としての拠点が、地域の各法人との協力体制にて24時間の相談体制を維持継続する仕組み

- * 報酬改定後⇒9法人との業務提携→拠点加算の対象
- * 基幹センタースタッフ全員宿直
- * 虐待対応回線プラス拠点对応回線
- * GH夜勤がワンストップ、内容把握の上、宿直者へつなぐ
(宿直回線は外線にならないようセッティング)

〔事例1〕 同居家族からの虐待(疑い)のため路上生活されていた女性(精神)
市障害福祉課より、緊急一時保護の可能性があると連絡あり、翌日、ホームレス生活者を支援する会の支援者と共に本人が拠点へ来所され、そのまま一時保護。
保護中に今後の生活に対する意向を確認。3泊目に拠点にてコア会議を開催。
家族からの虐待を避けるため、住まいの拠点を分離して生活していく方向で生活保護の申請も視野に入れつつ、拠点事業協力法人での一時保護へ移行。今後の方向性を検討していくこととなる。

〔事例2〕 精神的な不安が強く、金銭管理面に課題が多いため、他者との関係構築に課題がある女性(精神)
本人より、拠点へ電話相談があり、現地へアウトリーチを行う。訪問時、本人より一時保護の希望があり対応となる。当初、お金も底をつき、食事も摂っておらず、同じく精神障害を抱える兄宅へ転がり込んでいた。
保護中に今後の生活に対する意向を確認。2泊目に基幹相談支援センターにて担当者会議を開催。
本人の自立を促すため、一時的に宿泊型の自立訓練施設での受入をして頂き、自宅での生活再開を目指すことになる。金銭面のフォローをして下さる司法書士の男性に助言をもらいつつ、金銭面及び対人関係での課題を少しでも解決しながら生活していく方向で、今後の方向性を検討していくこととなる。

まだまだ(当然)課題も多い……

鹿児島市に1ヶ所(しかない)

鹿児島市行政、基幹相談支援センター及び地域の関係機関と協働で対応

宿直1人体制での緊急対応

実働的な対応のためには体制構築に議論が必要

⇒連携先(面的整備)ならびに、多機能拠点(GH夜勤者の存在)のメリットを活かし、柔軟に対応

『緊急』の判断

何をもって緊急と判断するのか、基準と判断が難しいケースも想定される

⇒といっても、『緊急』の判断の蓄積は可能＝拠点型のメリット

⇒面的整備だと、それぞれの窓口にて『緊急』の捉え方に差が生じる可能性が考えられる。

※この他の課題を含めて、具体的に解決していくための体制・地域づくりについて

連携協力法人と共に地域生活支援拠点部会(今年度、第一回が10月19日に開催)で協議していく必要がある

(目的)

- 1 本連携協定（以下「協定」という。）は、社会福祉法人 ゆうかり（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 ○○○○（以下、「乙」という。）が
次の委託業務を連携して営むことを目的とする。
- ① 身体、知的、精神、発達障害等に係る緊急の相談支援業務（宿直）
 - ② ①に係る緊急一時保護業務
 - ③ 施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対するグループホーム等における地域生活の体験の場の提供業務

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(相談支援専門員等の派遣)

第4条 乙は、鹿児島市障害者地域生活支援拠点に宿直のための相談支援専門員等を派遣するものとする。

2 甲は、翌月末日までに宿直1回あたり4,000円（ただし、電話・来所対応の実働を伴った場合は宿直1回あたり2,850円を追加支給、来所後緊急一時保護となった場合は宿直1回あたり更に7,030円を追加支給）を乙の指定する口座へ振り込むものとする。

(協定書に定めのない事項)

第5条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じ別途定めるものとする。

(協定期間の延長)

第6条 第2条で定めた協定期間は、契約期間満了日30日までに、甲または乙のいずれか一方または双方から更新拒絶の意思表示がない場合は、以降この例により協定を更新するものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を2通作成し、甲乙それぞれ、記名捺印し、各自所持するものとする。

鹿児島市の地域生活支援拠点

鹿児島市 障害福祉課
中江

1 鹿児島市の地域生活支援拠点の基本的な考え方

1. 基本的な役割

地域に生活する障害者に対する24時間365日の緊急対応(相談、受入れ)を行うこと及び施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して地域生活の体験の場を提供すること。

2. 鹿児島市障害福祉計画第4期計画

平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上整備することを目標値に設定。

3. 本市における体制

中核施設と地域において中核施設とともに支援する施設とで面的ネットワークを形成し、地域全体で支援する体制とする。

鹿児島市及び鹿児島市障害者基幹相談支援センターと緊密に連携を図りながら運営する。

4. 対象者

地域生活支援拠点は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障害者(児)に対応する。(身体、知的、精神の各障害)

2 相談、緊急対応

1. 地域生活支援拠点における相談は、24時間365日の緊急時における対応とする。
2. 緊急受入れは、原則の受入れ期間(2～3日程度)を定めて対応するものとし、原則の期間経過時までには当該障害者の地域の相談支援事業所等に引き継ぐものとする。
3. 緊急とは
家族等養護(介助)者の疾病等による急な不在
身体機能・行動上の制約から自宅等での生活を継続することが困難となった場合
知的障害者における行動障害や情緒不安定等により自傷・他害の恐れのある場合
精神障害者における精神的不安等に伴う一時的な避難など

H29.10～H30.3の実績 相談件数160件 緊急一時受入5件

3 地域生活への移行の支援 (体験の場の提供)

1. 基本的な考え方

地域生活支援拠点は、家族と同居中、障害者支援施設に入所中、精神科の医療機関に入院中などの障害者が(ひとり暮らしによる)地域生活への移行を希望するときに、宿泊を伴う地域生活の体験の場を提供するなどの支援を行う。

地域生活の体験の場の提供は、担当の相談支援専門員等と連携して、個々の障害者のニーズ・希望に基づいて、地域でひとり暮らしを送るための日常生活上の支援を行う。

2. 利用希望者の把握

体験利用時に、より適切な支援を行うため、障害者本人・家族等の申出により、相談支援事業所等を通じて利用希望者の障害特性や生活状況などの情報を拠点において把握することとする。

3. 体験の場の利用後の調整

体験の場利用後の評価、利用後のサービスの調整等は、担当の相談支援専門員において、必要に応じて地域生活支援拠点と連携して行う。評価により、引き続きのグループホーム利用、一般住宅への移行、独立に向けた本人・家族等との話し合いなど。(H29.3～H30.3の実績 32件)

4 地域生活支援拠点検討部会の発足と考え方 その1

- 鹿児島市障害者自立支援協議会の専門部会として地域生活支援拠点検討部会を発足
- 部会の実施

H27年度 第1回(H27.10.20)	H28年度 第1回(H28.4.22)
第2回(H27.11.16)	第2回(H28.5.19)
第3回(H27.12.25)	H29年度 第1回(H29.8.25)
第4回(H28.1.22)	第2回(H30.1.19)
第5回(H28.3.24)	
- 鹿児島市障害者自立支援協議会へ 毎年度 部会報告
- 運営開始に伴い、地域生活支援拠点部会へ名称を変更

4 地域生活支援拠点検討部会の発足と考え方 その2

1. 機動的な会とするため7～8名で構成
2. 相談支援事業等を実施している法人
3. 全市的な対応を踏まえ地域を考慮
4. メンバー

(部会長)

障害者基幹相談支援センター運営協議会会長を務める法人

(部会員)

地域生活支援拠点の設置を検討している法人

地域性(北部地域、南部地域)

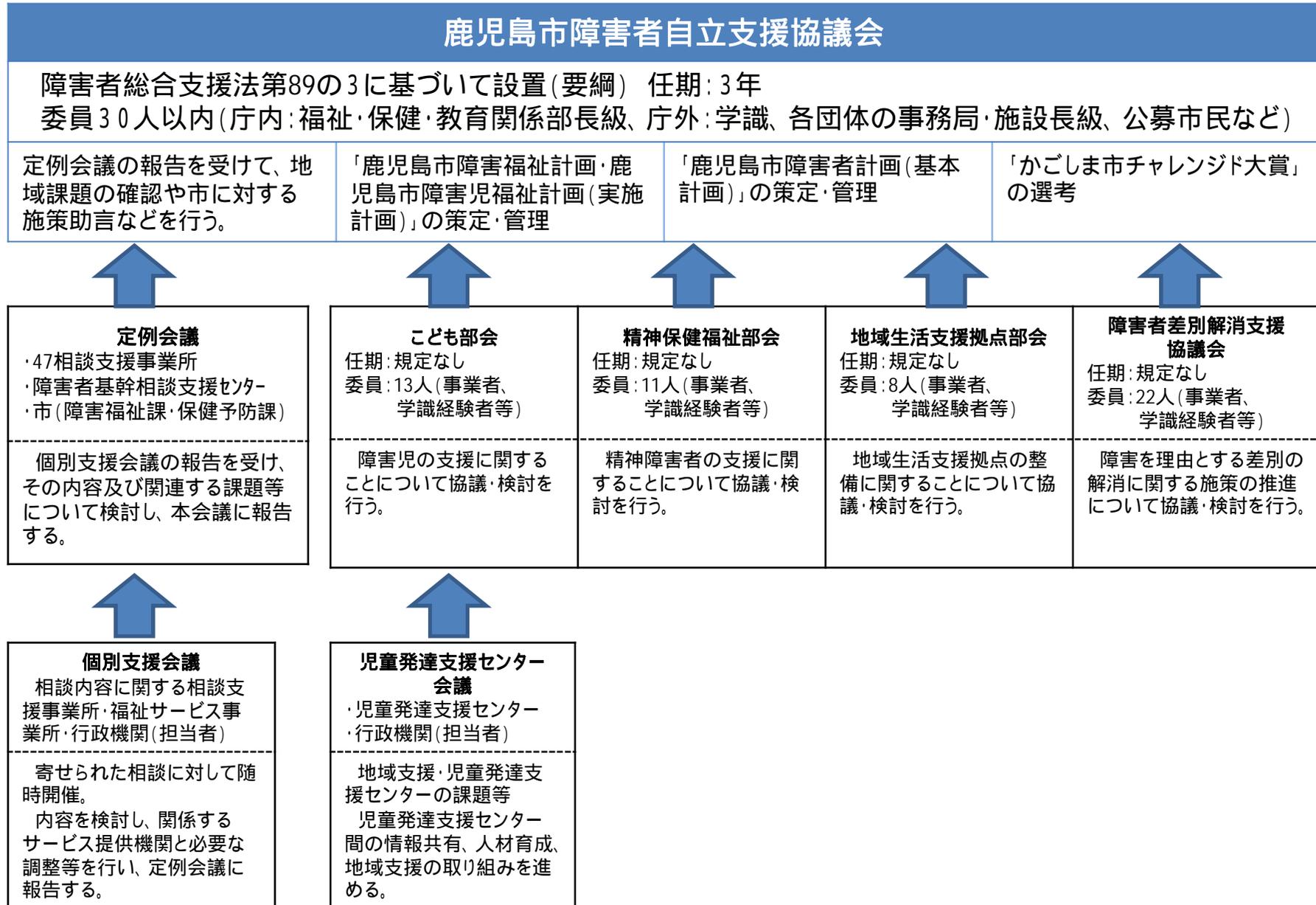
地域活動支援センター 型を実施している法人

4 地域生活支援拠点検討部会の発足と考え方 その3

- 社会福祉法人 法人事務局長 (身体・知的、南部)
- 社会福祉法人 副園長 (身体・知的、北部)
- 社会福祉法人 相談支援専門員 (知的、南部)
- 社会福祉法人 統括施設長 (知的、北部)
- 社会福祉法人 事務局次長 (知的、北部・南部)
- 社会福祉法人 理事長 (知的、北部)
- 医療法人 施設長 (精神、南部)
- 医療法人 センター長 (精神、北部)

5 鹿児島市障害者自立支援協議会組織図

(全体会議)



7 鹿児島市障害者基幹相談支援センター

1. 2012年(平成24年)10月設置
2. 現在、鹿児島市内の相談支援事業所47事業所の運営法人によって構成される運営協議会により運営。
3. 知的、精神、身体、発達各分野(各法人)から相談支援専門員を派遣する。
4. 4法人のうち、代表法人が、鹿児島市と運営業務委託契約を締結。
5. 虐待防止センターも兼ねているため、緊急受付対応等は、地域生活支援拠点と協力して対応。
6. 初期メンバーから、H26年度から29年度までに毎年度1名の相談支援専門員が入れ替った。(総入替完了)
7. 鹿児島市と連携し、一か所集中で相談対応するため相談支援専門員は、重複障害へも対応が可能となり、経験者が増えることで市内の相談支援専門員全体もレベルアップする。
8. 障害者自立支援協議会各部会運営にも携わり、また、相談支援専門員が毎月集まり定例会(相談支援部会)を開催。
9. 障害福祉に関する研修会を開催。